

带状疱疹ワクチン任意接種助成制度

令和8年3月31日で終了します

令和7年4月1日より带状疱疹予防接種が定期接種化されました。それに伴い、带状疱疹ワクチン任意接種助成制度は令和8年3月31日をもって終了いたします。令和7年4月以降の助成内容は以下のとおりです。



【対象ワクチン及び助成金額】(助成は生涯1回限りとなります)

ワクチンの種類	助成金額(※上限)	助成回数
生ワクチン (乾燥弱毒生水痘ワクチン・ビケン)	4,000円	1回
不活化ワクチン (乾燥組換え带状疱疹ワクチン ・シングリックス)	10,000円(1回あたり)	2回

※助成金額は「実質自己負担金額が生ワクチン4,000円、不活化ワクチン10,000円を下回らない金額」を上限とします。

【申請までの流れ】

- 医療機関に予約の上、全額自己負担で接種します。(市外の医療機関も可)
(事前に接種するワクチンの種類をお決めの上、医療機関へご予約ください。)
各ワクチンの効果等は厚生労働省ホームページで公開しています。
 接種後、接種費用の支払を証明する書類(領収書等)、接種記録が確認できる書類(予診票の控え等)を忘れずに受け取ります。
- 令和8年3月31日までに**、以下の書類を健康課予防係(わくわく健康プラザ内)まで提出します。
 (不活化ワクチンは接種完了まで2ヶ月かかります。お早めの接種をお願いします。)
 - 带状疱疹ワクチン任意接種に係る償還払い申請書
 - 接種費用の支払を証明する書類(領収書等) ※コピー可
 - 接種記録が確認できる書類(予診票の控え等) ※コピー可
 - 振込先口座が確認できる書類(通帳またはキャッシュカードのコピー等)
 ※本人名義の口座に限ります

※申請は、健康課予防係の窓口・郵送による提出のほか市ホームページからも可能です。(右の二次元コードからアクセスできます)

※不活化ワクチンの場合は、できるだけ2回目の接種を終えた後にまとめて申請してください。(ただし、2回目の接種が定期接種となる方の場合は1回目接種後に申請してください。)
- 申請に不備がない場合、申請から約2ヶ月後に助成金を指定された口座にお振込みします。振込前に交付決定通知書を申請者の住所にお送りしますので、ご確認ください。
 ※その他詳細は市ホームページをご確認ください。

<厚生労働省ホームページ>

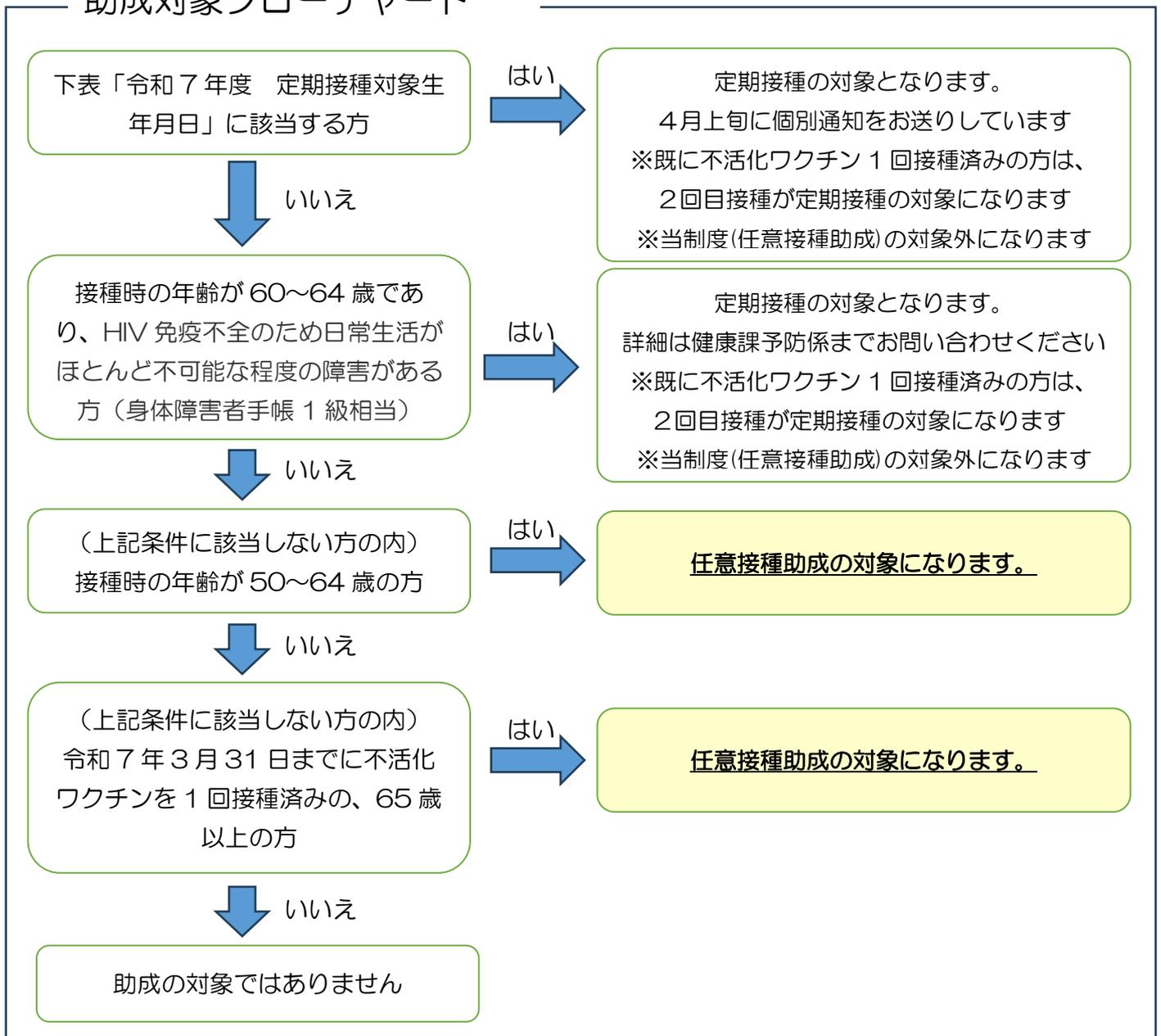


<Web 申請フォーム>



<裏面に続きます>

助成対象フローチャート



令和7年度 定期接種対象生年月日

年齢	対象生年月日
65歳	昭和35年4月2日 ～ 昭和36年4月1日
70歳	昭和30年4月2日 ～ 昭和31年4月1日
75歳	昭和25年4月2日 ～ 昭和26年4月1日
80歳	昭和20年4月2日 ～ 昭和21年4月1日
85歳	昭和15年4月2日 ～ 昭和16年4月1日
90歳	昭和10年4月2日 ～ 昭和11年4月1日
95歳	昭和5年4月2日 ～ 昭和6年4月1日
100歳	大正14年4月2日 ～ 大正15年4月1日
101歳以上	大正14年4月1日以前

【申請・問い合わせ先】

東久留米市 福祉保健部 健康課 予防係

〒203-0033 東久留米市滝山四丁目3番14号(わくわく健康プラザ内)

Tel042-477-0030

※本庁舎ではありません

※窓口受付時間: 平日8時30分から17時まで(12時から13時を除く)

<市ホ-ム^ -ジ>

